

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人功德会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(常務理事の報酬)

第3条 役員のうち常務として法人業務を行う理事に報酬を支払うものとする。

2 前項にかかる報酬は月額 625,000 円とする

3 前項の報酬は毎月 15 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)とする。

(法人事務業務を取り扱う理事の報酬)

第4条 役員のうち法人事務業務を取り扱う理事に報酬を支払うものとする。

2 前項にかかる報酬は月額 208,334 円とする

3 前項の報酬は毎月 15 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、役員等報酬規程 別表 1 [1]により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、役員等報酬規程 別表 1 [1]により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 本条の報酬は第3条の報酬を受ける理事には支給しないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、役員等報酬規程 別表 1 [2]により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、役員等報酬規程 別表 1 [2]により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、役員等報酬規程 別表 1 [2]により報酬を支払うことができる。

- 4 前3項の規程に該当する場合で、専門的知識を要する等特段の理由ある場合には、理事会の決定より、前3項の規程にかかわらず、役員等報酬規程 別表1 [3]により報酬を支払うことができる。
- 5 本条の報酬は第3条の報酬を受ける理事には支給しないものとする。

(監事の報酬等)

- 第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、役員等報酬規程 別表1 [1]により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、役員等報酬規程 別表1 [1]により報酬を支払うことができる。

(報酬等の額の算定方法)

- 第8条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
 - 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。
 - 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
 - 5 この法人の常勤理事の報酬月額は、前条3条4条に定める額とする。
 - 6 非常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額とする。
 - 8 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

- 第9条 常勤役員の報酬は毎月15日(金融機関休業日の場合は翌営業日)とする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

- 第10条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(出張旅費)

- 第11条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、役員等報酬規程 別表1 [4]により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、役員等報酬規程 別表2により精算・支給できる。
 - 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

5 やむを得ずタクシーを利用した場合は、役報規 別表 2 にその理由を記載し、正当と認められる場合は支給できる。

(兼務役員)

第 12 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第 13 条 本規程の改正は、評議員の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は、平成 27 年 3 月 1 日より施行する。
ただし、第 3 条については平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程は、平成 29 年 1 月 1 日より施行する。
1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。
1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

役員等報酬規程 別表 1

- [1] 1日分の報酬
理事・評議員 10,000円まで(ただし源泉所得税を含まない)
監事 30,000円まで(ただし源泉所得税を含まない)
- [2] 1日につき 5,000円(ただし源泉所得税を含まない)
- [3] 1日につき 50,000円まで(1回の業務につき30万円を上限とする。
ただし源泉所得税を含まない)
- [4] 1. 交通費・・・実費
2. 日 当・・・正午を含む6時間を超える出張等、2,000円(定額)
3. 宿泊費・・・宿泊を伴う出張等の場合、15,000円(定額)
海外出張で上記金額を超える場合は実費相当を支給